第1583回島根県教育委員会会議録

日時 令和元年10月9日

自 13時30分

至 15時35分

場所教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

一開 会一

一公 開一

(承認事項)

第4号 令和2年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)について(総務課)

_____ 原案のとおり承認

(報告事項)

- 第37号 島根県教育委員会委員の任命同意について (総務課)
- 第38号 令和元年度地方教育行政功労者表彰について(総務課)
- 第39号 次期教育ビジョンの審議状況について(総務課)
- 第40号 「しまね教育の日」について (総務課・教育指導課・社会教育課)
- 第41号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験 の結果について(学校企画課)
- 第42号 令和2年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施(出願状況) について(学校企画課)
- 第43号 第4回食の縁結び甲子園全国大会出場チームについて(教育指導課)
- 第44号 第74回国民体育大会(いきいき茨城ゆめ国体)の成績について (保健体育課)

 以上原案のとおり了承
- 以上が金いてわり」所

一非公開一

(協議事項)

第5号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の 支給に関する規則について(学校企画課)

資料に基づき協議

(報告事項)

第45号 令和元年秋の叙勲内示について (総務課)

----- 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

- 出席者【全員全議題出席】 1 新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員
- 3

島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記 田原総務課課長代理 全議題

瀧総務課人事法令グループリーダー 山﨑総務課企画員 - 全議題

山﨑総務課企画員 全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

議決事項	0件
承認事項	1件
協議事項	0件
報告事項	8件
その他事項	0件
議決事項	0件
承認事項	0件
協議事項	1件
報告事項	1件
その他事項	0件
林委員	
	承認事項 協議事項 報告事項 その決事項 議認事項 協議事項 協議事項 協議事項 をの他事項 をの他事項 をの他事項 をのののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 おいるののである。 といるののである。 おいるののである。 おいるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるののである。 といるのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの

承認第4号 令和2年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)について(総務課)

○安食総務課長 資料の1ページをご覧いただきたい。これは、教育委員会事務局等職員 及び県立学校事務職員等に係る、主に行政職員を対象とした、令和2年度定期人事異動方 針の制定について、教育長が10月1日に臨時代理を行ったものであり報告させていただき 承認を求めるものである。昨年までは知事部局においても、それから教育委員会においても、11月1日付けで来年度の人事異動方針を定めて、職員に通知し人事異動の作業に着手していたが、今年度は1か月前倒しになっている。これは、人事の総合調整を司どっている総務部人事課として、来年3月の異動発表までの期間を一月長くして、各部局などの丁寧なヒアリングや検討を行いたいというものである。これから、教育委員会の行政職員を対象とした人事異動方針についてかいつまんで説明するが、知事部局が制定をしている方針を基本として定めているものである。

人事異動方針の構成は例年のとおりであるが、別紙1ページに記載している前文と、それから2ページ以降に記載をしている、Iの全般的事項、それから5ページ以降に記載している職員の階層ごとの、Iの個別的事項という構成になっている。

前文は、知事部局版では丸山知事の思いを反映したものになっているが、教育委員会に おいても、こうした職員に求める資質であるとか能力等については同様であって、基本的 に文章表現等は踏襲をしているものである。

2段落目を御覧いただくと、県民目線、それから現場主義に重きを置き、県民生活の改善につながる政策を展開すること。それから、3段落目、そのために職員の基本的姿勢を職員一人ひとりが認識し、能力を発揮することが求められていること。それから、4段落目だが、働く環境についても職員の健康管理、勤務時間の短縮など、仕事と生活の調和が図られる環境を整備していく必要があること。それから、5段落目以降だが、本県財政は依然として厳しい状況にあることから、新たに策定する中期財政運営方針に基づいて、組織として最大限の力を発揮するために、最適な組織・人員配置を行っていくということを、前文に記載している。

続いて、2ページを御覧いただきたい。かいつまんで説明する。1の総括事項として、 ①人事異動の基本的考え方については、能力、実績、意識姿勢に応じた任用を徹底し、適 材適所の異動を行うこと。④健康への配慮については、職員の健康状態や適性を把握して 異動を行うことを記載している。 続いて、同じ2ページの2の異動の基準として、①同一の所属の勤務年数は3年を基本とするけれども、3年を超える人事配置も柔軟に行うということを記載している。

続いて、3ページを御覧いただきたい。3番の重点事項である。①女性職員の登用は、引き続き職域拡大を図り、グループリーダーや管理職の登用を一層進めること。それから、②教育行政全般に精通した職員の育成、これは教育委員会オリジナルの方針として、平成30年度方針から盛り込んでいる項目である。紹介させていただくと、教育の充実や文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる社会をつくっていくために、教育の現場を支える教育行政の果たすべき役割が大きいことから、中・長期な視点に立って、指導主事や社会教育主事等と連携しながら、教育行政全体をよりよくマネジメントできる職員の育成を行うというものである。これは、教育委員会に軸足を置いた職員の育成を行いたいという考え方を職員に伝えることはもとよりであるが、人事の総合調整を司どっている総務人事課のメッセージでもあると考えている。

続いて、5ページを御覧いただきたい。IIの個別的事項は、職階ごとの異動の考え方であるが、管理職等は御覧いただくことにして、次のページに、「4. 非役付き職員」とある。この②を御覧いただくと、遠隔地への異動ということになっている。本県が抱えるさまざまな行政課題を解決していくためには、広く県土を理解することが必要不可欠であること、また、隠岐・石見部を生活本拠地とする職員が少ないことなどから、企画員級の職員の職に就くまで、おおむね40歳になるまでと御理解いただければよいと思うが、隠岐・石見部に少なくとも2回以上勤務するというルールを設けている。

以上が人事異動方針の概略であるが、今後、この方針を踏まえて職員から自己申告をしてもらい、そうした自己申告にも配慮しながら、教育委員会としての異動案を作成し、管理職は来月から、一般職は12月から、それぞれ人事課との協議を開始する。3月の人事異動内示前には、改めてこの会議に異動案をお諮りする予定としている。

○新田教育長 冒頭に説明があったように、知事部局、総務部と足並みをそろえるという 必要があることから、10月1日に臨時代理をしたところである。そういったことで、報告 を行い、承認をお願いするものである。

―――原案のとおり承認

報告第37号 島根県教育委員会委員の任命同意について (総務課)

○安食総務課長 資料2の1ページを御覧いただきたい。まず、藤田委員におかれては、

平成27年10月16日から教育委員をお務めいただいているが、4年間の任期が今月15日に満了することになる。後任の委員に係る人事案件が、10月4日の県議会9月定例会に知事から提案されて、当日に県議会の同意が得られたので報告する。

資料を御覧いただきたい。後任の委員は、2の委員の氏名にあるように、池田眞理香さんである。資料の2の3ページに略歴書をお付けしているが、池田さんは隠岐の島町在住で、現在、社会福祉法人ふれあい五箇の理事長をお務めになっている。これまで社会福祉の第一線で御活躍される中で、また、島根県の総合教育審議会委員や総合開発審議会委員をお務めになり、また、地元、隠岐の島町におかれても、図書館運営委員会、公民館運営審議会の委員、委員長をお務めである。池田さんの任期は、10月16日から4年間であって、10月16日に知事から辞令交付がある予定である。

○新田教育長 現在、教育長職務代理者として藤田委員にお務めいただいているが、退任 された後、10月16日以降は、浦野委員に教育長職務代理者をお願いしたいと思っている。

―――原案のとおり了承

報告第38号 令和元年度地方教育行政功労者表彰について (総務課)

○安食総務課長 資料の3ページを御覧いただきたい。1の趣旨のところだが、地方教育 行政功労者表彰は、教育行政において、その功績が顕著な教育委員会の委員を文部科学大 臣が表彰する制度である。これまで、市町村、教育委員会等からの推薦を頂きながら、県 としても文部科学省へ候補者の推薦をしていたところだが、このたび推薦者2名とも表彰 するという決定があったので、御紹介をさせていただく。

3番の、県からの推薦者のところを御覧いただきたい。お一人目は、現 浜田市教育委員会委員の藤本孝男さんである。藤本さんは、76歳、8月末現在で通算17年11か月、委員をお務めになっている。合併前の旭町教育委員会教育長として、市町村合併を見据えた町内の学校整備を計画的に推進され、その後は、浜田市教育委員会委員として、学校訪問によって現場の声を聴き取り、諸問題の解決に当たられたほか、学校統合計画を作成し、少子化による学校の小規模化に対応した教育環境の実現に尽力されている。

お二人目は、現 美郷町教育委員会教育長の田邊哲也さんである。田邊さんは、66歳、通算14年9か月、教育長を務めておられる。美郷町の教育委員会教育長として、町内の小・中学校のICT教育推進などのための学習環境の整備や、特別支援教育の充実のために尽力されたほか、公営塾の開館、放課後児童クラブ無料化、給付型のふるさと定住奨学

金の創設など、教育の分野での子育て支援策の充実と、美郷町立図書館の開館などに貢献をされた方である。

2番の表彰式のところだが、表彰式は明日10月10日に文部科学省で行われる予定である。

―――原案のとおり了承

報告第39号 次期教育ビジョンの審議状況について (総務課)

○小仲参事 資料4ページを御覧いただきたい。次期の教育ビジョンの位置付けであるが、教育基本法に基づく教育振興計画に位置付けるものである。本年2月21日の教育委員会会議において、現行の第2期しまね教育ビジョン21の計画期間を1年間延長して令和2年3月末までとすること、また、次期ビジョンの根幹をなす今後を見通した島根県教育のあり方について島根県総合教育審議会で諮問することについて、議決いただいたところである。

2の審議の経過であるが、本年3月に島根県総合教育審議会へ諮問をした。これまで5回にわたって意見交換や審議をしていただいたところである。本日は、前回、10月2日の審議会資料により説明をさせていただく。

次に、10月2日の審議会資料を御覧いただきたい。この次期教育ビジョンの答申案は、 これまでの審議会での委員の皆様の意見を基に事務局でまとめたものである。

1枚めくっていただいて、目次を御覧いただきたい。 I が全体構成、II が基本理念、III が育成したい人間像と育成したい力、IVが地域社会、V が充実させたい教育環境としているが、その後の説明文については、II とIIIについてのみ記載をしている。

次、1ページになる。全体構成を記載しているが、左から、基本理念、それから3つの育成したい人間像、そのために必要とされる9つの育成したい力、それらを育むために充実させたい教育環境という構成にしている。この真ん中の育成したい力については、具体的に必要とされる力を3つずつ書いているが、これは、新学習指導要領にある育成すべき資質・能力の3つの柱を、上から順番に、1つ目が知識・技能、2つ目が思考力・判断力・表現力、3つ目が学びに向かう力・人間性等という観点からまとめている。

2ページを御覧いただきたい。基本理念は、「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」とし、その下に考え方を記載している。先行きを見通すことが一層難しい時代を生き抜くためには、島根や身近な地域の自然、文化、歴史などに対する理解や、愛着と誇りを土台に据えて、日本や世界を見渡す広い視野を持ち、社会に能動的にかかわる態度や他人を思いやる心、美しいものに感動する心を身に付けることが重要

であるとしている。また、この基本理念には、ふるさとはいいところもあるが課題もある、そういう身近なところから学びを始めて、ふるさと島根で大切に育ててもらったことをどこに行っても忘れないでいてほしい。また、学びの原点というと、そこが出発点であり、外の世界を志しても、またいつかは戻ってくるとか、いつも島根のことを考えるとか、何らかの形で島根に貢献したいという気持ちを育むことにつながるのではないか、そういう思いを込めている。

3ページになるが、育成したい人間像の1つ目である。自らの課題や展望を見い出し、 粘り強く向き合い挑戦する人。これは、急激な社会変化を前向きに受け止め、課題解決に つながる新たな価値や展望を生み出すためには、基礎的な知識・技能を基盤とし、学びに 向かう力を養うことが必要であること。また、そのためにも、体力向上や望ましい基本的 生活習慣の形成が必要なことなど、主に個人として必要な学力、体力など、基礎的な知 識・技能を中心にまとめている。このような人間像を育成するために育成したい力は、育 成すべき資質・能力の3つの柱という観点で、ここに記載のとおりまとめている。

次、5ページを御覧いただきたい。育成したい人間像の2つ目になるが、地域や社会・世界の人々と共に、新たな価値を創造する人。これは、多様な人々との出会いや交流、体験を通して、自らの学びの目標を抱き、その目標に向かって進む中で、多様な人々と協働し、新たな価値を創造したり、他人との意見や考えの違いから自分の考えを更に深めたりするなど、主に社会において、さまざまな人と共生、協働するという観点を中心にまとめている。この育成したい力は、先ほどと同じように、育成すべき資質・能力の3つの柱という観点で、記載のとおりまとめている。

7ページを御覧いただきたい。育成したい人間像の3つ目になる。自然や文化を愛し、自他を共に大切にする人。これは、豊かな自然や文化を愛する心、生命の尊重や思いやりの心はどのような時代にあっても大切なものである。まず、自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自信を持つ。また、自分と同じように他者の大切さを認め、互いに支え合う人間関係の中で豊かな心を育むなど、人間性とか心の豊かさという観点を中心にまとめている。育成したい力は、同じように、育成すべき資質・能力の3つの柱という観点でまとめている。また、これらの育成したい人間像や育成したい力は、子どもたち、学校教育だけに必要なものではなく、我々大人たちにも必要なこと、社会教育や学び直しであると考えている。

1ページに戻っていただいて、全体構成である。全体構成の一番右には、充実させたい

教育環境、必要な施策を5つの柱にまとめている。

1つ目の、学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育、これと2つ目の、子どもたち一人 ひとりの個性や主体性、多様性を生かし、伸ばす教育。これは、主に学校教育や個人に関 係する施策を中心にまとめている。島根で育つ子どもたちが、自らの将来に向けて幸福で 主体的な生き方を実現するために、身に付けてもらいたい力をどのようにして育むのかと いった観点でまとめることにしている。

3つ目の、地域や社会・世界に開かれた教育は、学校教育と地域との関係を中心にまとめている。これからの時代に必要な力を育むために、学校と地域社会が連携・協働することが必要である、そういう観点でまとめることとしている。

4つ目の、世代を超えて共に学び、育つ教育。これは、大人の学び、社会教育を中心にまとめている。教育に関わる大人たち自身も、子どもたちと地域や社会の未来を見据え、主体的・対話的に学び続ける必要があること。また、地域社会の活力の維持、向上に向けた地域課題解決のためにも、大人の人づくり、学びの推進を図る必要があることなどについてまとめることとしている。

5つ目の、学びを支える教育環境の整備は、必要な教育環境を、ソフトとハード、両方を中心にまとめることとしている。また、文化財関係や私学振興など、その他のことも含めている。さらに、これらの教育環境は、学校・家庭・地域が連携・協働して充実させていこうという考えから、上のほうに枠囲みで、学校・家庭・地域が基本理念をもとに、協働する教育環境と記載している。

図の一番下になるが、地域社会としている。先ほど説明したのは、教育を通じて育てたい人の姿、人間像ということになるが、あわせて教育を通じて作りたい島根の姿についても示してはどうかということで、このような図にしている。教育を通じて、すべての人が持つ可能性を開花させることで、豊かで安心して暮らせる社会の実現を目指し、誰もが安心して学び、ともに挑戦できる魅力ある島根としている。この地域社会は、この図の網かけの部分全体を示している。

また、一番上に、教育の魅力化としている。島根県は、これまで地域と連携・協働しながら教育の魅力化に取り組んできた。島根県が目指す教育の魅力化とは、島根の子どもたち一人ひとりに、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる生きる力を育むために、学校と地域社会がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくこととしている。学校・家庭・地域が、この基本理念や、育てたい

人間像、育成したい力、これらを共有し、連携・協働しながら教育環境を充実させていく という考え方は、島根の目指す教育の魅力化と言えるのではないかということで、全体を 教育の魅力化としてまとめている。

10月2日の総合教育審議会では、委員の皆様から、基本理念の説明には島根のよいことだけではなく、悪いことや厳しい現実、そういったことも書いたほうがよいのではないか。また、教育の魅力化について、分かりやすく記載したほうがよいのではないか。また、育成したい人間像や育成したい力の説明文には、具体的な例示があった方が伝わりやすい、また、期待する人間性のところは、たくましさや心の強さ、そういった言葉があった方がいいのではないかとか、また、力という言い方になじまないものもあるので、資質や能力というふうにしてはどうか、そういった様々な意見があった。

資料4ページに戻っていただいて、今後、審議会や委員の皆様の意見などを踏まえて 修正した後、まだ記載していない地域社会や充実させたい教育環境についてもまとめて、 パブリックコメントを実施した後に、12月の総合教育審議会では答申をまとめていただき たいと考えている。その上で、来年1月には、この教育委員会会議の場で答申を報告させ ていただきたいと考えている。

○新田教育長 次期教育ビジョンについて、総合教育審議会に諮問して審議いただいている。これまで5回審議し、直近の10月2日に使用した資料を基に、現在の審議状況ということで報告させていただいた。最後に説明があったように、次回、1月の教育委員会会議において、今後の進捗を踏まえた報告をさせていただく考えでいる。

○真田委員 こういうふうにしたいという思いが基本理念から非常に伝わってくる、上手にまとめていただいていると思う。特に、新学習指導要領に準拠して、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性の涵養など、3つの柱を立ててきちんと書いていただいているので、非常に分かりやすいと思った。いろいろな御意見を参考にされて、基本的には、全体構成としてはこれで、とてもすばらしいものだと思っている。

○藤田委員 一つ確認をさせていただきたいと思う。「世代を超えて共に学び、育つ教育」についてであるが、これを社会教育を含めて大人の人づくりというところに重点を置いていただいて、とてもいいことだなと思っている。「地域を担うひとづくり」、「社会教育」、「家庭教育支援」などは大人についても言えることだが、ここには子どもも入っているというふうに捉えていいか。世代を超えるということは、子ども、大人、それぞれの世代につながっていくと思うし、一緒になって学びを重点に、と捉えてよろしいか。

○小仲参事 世代というのは必ずしも子どもと大人という単位ではなくて、子どもの中に も、例えば小学生と中学生とか、小学生と高校生とか、そういった世代間の交流などが、 特にキャリア教育などにおいては有効なやり方だというようなことも現場の方から聞いて いるので、そういったことも含めている。

○新田教育長 審議会の議論の中では、いろいろなもの、今まではこういう枠の中で解決するとか、手段はこの中で選ぶ、という発想が最初にあったものを、これからそういう垣根を超えていくような発想が必要ではないか、という話があった。議論の流れとしては、どちらかといえば、子どもを取り巻くいろいろな環境が厳しいものも含めてある中で、その解決を図るときにこれまでの枠を超えて、協力したり連携したりというふうな取組が必要ではないかという話であった。

○出雲委員 私もこれを見させていただいて、きちんと分けてあり、読んでいて非常に分かりやすいと思った。全体構成のページで、網掛けの「地域社会」が全体を囲っているように、やはりこれは、必ずしも学ぶということは子どもだけではなく、やはり大人も、すべてこの島根、地域社会全体で学んでいこうというような、そういう思いみたいなのも非常に伝わってきたし、先ほど言われた垣根を超えてというところの部分でも、本当に思いが伝わる、いい構成だなと思った。

○浦野委員 私も読ませていただいて、大変分かりやすく、よいものだと思った。特に、子どもたちの現在の課題というか、体力低下や生活習慣の乱れ、SNSを利用した顔の見えない交流などにも触れているし、現在の課題とも言えるものも含めて、ビジョンとして捉えているという点がいいと思った。多様性を尊重する態度というのは、本当に人間の中にもいろいろな人がいるということや、国を超えての付き合いがこれから盛んになっていくということも踏まえているし、広い範囲で捉えているということを感じた。

○林委員 ほかの委員さんも言われているが、非常にこの全体構成を分かりやすくまとめていただいていると思う。その中で1点質問であるが、7ページの最後の段落、「島根への愛着と誇りを持って、考え行動する力」に「特色ある教育に取り組む必要があります」とあるが、島根県としてどういうような特色を出すか、分かりやすく表現できればという気がした。

○新田教育長 確かに、答申骨子ということもあって、「ふわっ」とした表現がまだ各所にある。審議会の中でそれを象徴的に言われたのが、この「教育の魅力化」という言葉自体が、「すとん」とみんなに分かるためには、もう一段、表現なり説明に工夫が要るとい

うことだった。今、林委員が言われた、特色ある島根の地域教育をどう具体に説明してい くかというのがポイントになろうかと思う。

基本理念「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」、これが一番前面に出てくるフレーズになろうかと思うのだが、この基本理念について、せっかくの機会であるので、何か御意見、お考えがあればお聞かせいただきたいと思う。

また、審議会の中で、この2ページの説明文についても御意見を頂いているので、直し をかけていこうかと思う。

○藤田委員 「ふるさと島根」であるが、前回、ビジョンを作成した側にいたとき、ふるさとという言葉を、漠然と「ふるさと」とするのか、いや、「島根」とするのか、本当にいろいろな議論があって、私は「ふるさと」という言葉をどうしても入れてほしい、心の中にあるのはやっぱりふるさと、どこに住んでいてもやっぱりふるさとだし、Iターン・Uターンの方に関しても、ここに住んで、ここに育てば、そこが第二のふるさとになるという思いがあるので、ふるさとという言葉を使ってほしいという思いを伝えていた。今回は、「ふるさと」と「島根」がくっついて出てきたということで、非常に喜びを感じている。また、この基本理念の中に、それぞれの段階に応じて、こうだから、こうだから、こうだからというふうに、きちっと段階を経て理念が説明されている。私はいつも思っているのは、島根に育ち、学んだ子の自信というもの。島根はとてもいいところで、そこで教育を受けて、自分はすばらしいものを得たという自信に満ちあふれた子、どこに行っても、誇りを持って島根出身であると言える子になってほしいと常日頃思っている。同じようなことが基本理念の最後に書いてあり、非常に感銘を受けている。

ただ、土台なのか基礎なのかという言葉のニュアンスもあるし、ここが少し長いかなとも思えるのでうまくまとめていただければ、と思っている。やはり、理解と愛着、誇りが基礎ではなくて土台になるのか、言葉のニュアンスかもしれないけれども、言葉の親しみやすさとしてどうかと思って読ませていただいている。

―――原案のとおり了承

報告第40号 「しまね教育の日」について (総務課・教育指導課・社会教育課)

○安食総務課長 資料の5の1ページを御覧いただきたい。ページ下段に参考として書いているが、しまね教育の日を定める条例によって、しまね教育の日は11月1日、しまね教育ウイークはしまね教育の日の趣旨にふさわしい取組を実施する期間として11月1日から

7日までの1週間と定められている。

2の取組状況は、しまねの教育の日又はウイークを定めて、毎年度、県教育委員会をは じめ、市町村教育委員会、学校、公民館、教育関係団体などで教育を考える場を集中的に 設けることによって、地域、家族、行政が一体となった取組を推進するように、啓発事業 を行っているところである。例のところにあるが、県では、表彰、フォーラムを行うこと にしている。

次に、令和元年度の表彰、フォーラムの紹介をさせていただく。5の2ページを御覧いただきたい。表彰だが、今年は11月5日(火)に、サンラポーむらくもで、前回の教育委員会会議で決定をしていただいた、今年度の教育功労者及び教育優良団体表彰と、それから、すぐれた教育活動表彰を行うことにしている。

続いて、しまね教育の日フォーラム2019だが、今年度のフォーラムは、「学校・家庭・地域の協働による「島根を創る人づくり」~学校での学びと地域での実践の好循環を考える~」ということにして、11月3日(日)、祝日であるが、13時から、島根大学の松江キャンパスにおいて開催することにしている。今年のプログラムは、概要のところに記載をしているように、オープニングで、今年度の少年の主張島根県大会において県知事賞を受賞された、江津市立桜江中学校の3年生、矢萩勝希さんによる発表をしていただくことにしている。それから、②基調講演として、島根県立大学の清原学長による講演、それから、岡山県矢掛町から、一般社団法人やかげ小中高こども連合代表理事の井辻美緒さんによる講演。それから、③発表と対話として、これは、ふるさと教育や課題解決型学習を基礎にした、中学や高校の生徒の主体的な社会、地域との関わり、連携の好事例を宍道高校などの生徒さんなどに発表していただいて、また会場の皆さんと意見交換を行うことによって、島根の将来を担う人づくりについて、学校、地域、保護者が一体となって考え、またその実現に向かい、動き出していく機会としたいと思っている。

○藤田委員 今年は非常に満足している。去年は、この発表など、いろいろなかったので、子どもはどこにいったという思いをして、ここで発言した覚えがある。また今回、もう一ついい点が、島大で開催されるということである。地域の皆さんは、島根大学の構内に入ることを躊躇されるところがあるではないか。でも、こういうものがあって、しかも、なおかつ子どもたちの発表が島大のキャンパスの中であるとすれば、子どもたち自体が身近に島根大学というものを感じることができる。いろいろな事情があって島根大学になったのだと思うけれども、非常によかったなと思う。来られる関係者の方々に、島大自体を今

までより身近に感じていただけるよい機会になるのではないかなと思う。非常に、フォーラムが成功すればいいなというふうに、子どもたちが喜んで来てくださって、そして一般の方々ができればこれに参加をして子どもたちの生の声を聞くチャンスにしていただけたらなと。どういった公表というか、どういうふうに周知されるのかということをまずお聞きしながら、会場と開催事項はとてもいいと思っているので、成功することを祈っている。〇安食総務課長 いろいろな事情があって決まったということであるが、藤田委員から言っていただいたような観点、今後のいろいろなフォーラムを開催するときにも、ぜひ参考にさせていただきたいと思う。また今年度は、県内の生徒さんにもいろいろ参加していただくので、教育の日フォーラムのチラシをつくって、小・中・高の御家庭に届くように周知をしている。先ほども家庭・学校・地域と言ったが、できるだけ多くの方に来ていただけるように働きかけたいと思っている。

- ○新田教育長 島根大学の服部学長から御挨拶をもらう予定だったか。
- ○安食総務課長 島根大学の服部学長にもこれからお願いをするところで、あと、島大で 開催するということであるので、ぜひともウエルカムスピーチなどをしていただけるよう にお願いをと思っている。
- ○新田教育長 もし都合がつけば、ぜひ一言いただきたいと思っている。
- ○新田教育長 基調講演は県立大学の清原学長にもお願いをしている。そういった点で、 今回は本当に両大学を身近に感じてもらえる企画になるのではないかと我々も思っている。
- ○浦野委員 基調講演で、やかげ小中高こども連合さんがいらっしゃるということだが、 岡山県の団体だということが分からないので、どこから来られるのかなと思っていた。今 お聞きして岡山県だと分かったので、岡山県というのが分かるようにした方が、他県から も来られるということが分かるのではないかと思う。
- ○安食総務課長 岡山県矢掛町から来られるので分かりやすく伝える工夫をしたいと思う。 ——原案のとおり了承

報告第41号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について (学校企画課)

○木原学校企画課長 それでは、資料の6の1ページを御覧いただきたい。8月24日から 30日の7日間、2次試験を実施した。その後、選考を経て、9月25日に試験結果を本人に 通知し、同時にホームページにも掲載している。このページにある数字が結果をまとめた ものである。

全体をまず捉えていただくと、一番下のところに合計の数を挙げている。受験者総数は977名であった。その中から名簿登載者として、今回、277名の登載である。これは昨年度よりも12名多い登載であった。過去20年程度さかのぼって見ても、この数は最多の人数になっている。一方、倍率であるけれども、トータルの倍率は3.6倍ということであった。昨年度が4.3倍ということだったので、受験者の減少、それから名簿登載の人数の増加、それが相まって、倍率の減少ということになっている。この倍率についても過去さかのぼってみると、平成20年度に10倍を切って以降、倍率が下がっているが、その中で最も低い倍率ということになった。

ページの上の方を御覧いただくと、校種別の人数を挙げている。倍率のみ昨年度と比較して申し上げると、小学校が今年度2.4倍であったが、昨年度は2.8倍であった。中学校については、トータルしたところ4.7倍だったが、昨年度は5.6倍というところだった。高等学校については今年度6.0倍だが、昨年度は7.8倍。特別支援学校は今年度1.7倍であったが、昨年度2.6倍。養護教諭は4.0倍だったが、昨年度3.0倍。栄養教諭については、今年度16.0倍だが、昨年度は20.0倍という推移である。いずれの校種も倍率の低下が目立つ結果になっているけれども、選考に当たっては、合格のレベルを維持するということを十分留意しながら、慎重に選考を行っている。しかしながら、今後に向けては、採用数が大体今年度と同じレベルで推移するということが見込まれているので、更に優秀な人材の確保のために教職の魅力を十分に伝えるなど工夫をしながら、出願者を増やすということが非常に重要になってくると考えている。

続いて、次の6の2ページを御覧いただきたい。先ほどの人数の中に含まれるものから、特色のある採用について拾い上げたものがこの表にあるものである。それぞれ受験者数や名簿登載者数を挙げているが、名簿登載の人数は、どの内容についてもほぼ昨年並みの人数を確保している。こちらとして期待していた人数は、一定程度確保できたと考えている。この中で、⑤現職教諭(他県の正式採用)の方の特例、1次試験全免除した試験であるが、こちらも例年並みの人数、27名を登載ということで、Uターン・Iターンなどによって経験のある人材を確保できたということで考えている。

この表にあるもの以外で、2点ほど御報告すると、まず1点目だが、現在、学校現場で ニーズが高まっている、特別支援学校教員免許状を所有している者の採用の状況である。 今年度から選考に当たって、小・中学校でも特別支援学校免許状の所有を考慮事項として 取り入れたが、今年度、結果として、小・中・高の名簿登載者のうちの割合として13%に 当たる30名が、この特別支援学校教員免許状の所有者であった。これは昨年よりも5名多 い登載ということで、人数がある程度確保できたと考えている。

もう一つは、小学校における英語教育に関する事柄でして、こちらも英語免許状所有、 あるいは各種検定の有資格者に対して配慮事項を設けているが、今年度、小学校の英語登 載者のうちの30名がこの資格を有する者となった。昨年と比較しても5名多く登載するこ とができていて、来年度から本格実施される新しい学習指導要領に向けて、人材の確保が ある程度できたと考えている。

教員採用試験については、全国的にも人材不足などの課題が叫ばれていて、島根県も例外ではない。解決すべき課題、数多くあるけれども、優秀な人材確保を目指して、新しい取組なども検討しながら、来年度に向けて積極的に考えていきたいと考えている。

- ○真田委員 毎年、受験者を増やすために本当に一生懸命御努力されていると思うのだが、 島根の教育がよくなるにはやはりいい人材の確保が必要であるので、大学との連携につい て考えていただいて、ぜひ優秀な人材を集めていただきたいと思っている。
- ○木原学校企画課長 学生への説明であるとか、それから教員免許状、特に特別支援学校の免許状の取得について、やはり大学との協力というのが必須になってくると思うので、そういったところも、いろいろな協議の場、協力の場を設けていきながら、しっかり連携して取り組んでいきたいと考えている。
- ○浦野委員 特別支援の免許を持たれている方が30名いるということだったが、免許は持っているけれども、特別支援学校を受験する方というのは減ってきているように思うのだが、今後、免許は持ってるが小・中・高を受験するという人が多くなって、特別支援学校を受ける方があまりいなくなる、というような状況が心配されることはないか。
- ○木原学校企画課長 言われるとおり、特別支援学校の受験者が少なくなってきていて、一方では、特別支援の免許を持って小・中・高といった校種に向かう受験者というのは、逆に増えている状況がある。ということで、特別支援学校の専門性を十分生かして、特別支援学校で働いてもらいたいという気持ちは我々も強く持っているので、こういったところも大学で特別支援学校への理解を深めてもらったり、あるいは我々からもいろいろな情報提供をしたりしながら、通常の学級で特別な支援が必要な子どもたちに対応するということももちろん大事なのであるけれども、より深い専門性を磨いていただいて、特別支援学校で勤務していただく方を少しでも増やしていくように、いろいろな取組を検討してい

―――原案のとおり了承

報告第42号 令和 2 年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施(出願状況)について (学校企画課)

○木原学校企画課長 それでは、引き続き 7ページを御覧いただきたい。まず、実習助手であるが、募集の種別として今年度は農業を予定をしている。あわせて障がいのある方を対象とした選考も実施する。

まず、実習助手であるが、採用の人数はそれぞれ若干名として、先月9月19日から今月10月1日までの期間で募集した。選考試験は今月19日に実施することとしている。出願の状況については、(4)にあるように農業13名の出願があった。障がいのある方を対象とした選考には、今回、出願はなかった。農業の実習助手については、前回、2年前に実施しているが、そのときの出願は17名の出願であった。4名減少しているけれども、同程度の出願いただいたと考えている。

その下が寄宿舎指導員の採用である。予定人数は4名程度としていて、実習助手と同じ期間を募集している。選考試験も同じ日に実施することにしている。出願の状況については22名の出願があった。この寄宿舎指導員についても2年前に同じ試験を実施しているが、そのときには21名の出願ということで、こちらも同程度の出願をいただいたと考えている。こういった学校の現場を支える大切な人材のための試験であるので、厳正、適正に試験を実施して、人材をしっかり確保したいと考えている。

―――原案のとおり了承

報告第43号 第4回食の縁結び甲子園全国大会出場チームについて(教育指導課)

○江角地域教育推進室長 今回のメーンテーマは、どんぶりである。今年度の応募状況だが、47校、99チームから応募があった。うち、県内は8校、24チームとなっている。全国大会出場チームだが、9月19日に書類選考を行い、表のとおり全国大会出場10チームが決定した。島根県については、表の下から3段目のところ、出雲農林高校と松江養護学校が選ばれている。なお、初出場は、出雲農林高校と中国ブロック代表の広島県立西条農業高等学校である。

全国大会の概要であるが、(1)テーマは、「縁結び どんぶり ~一汁、デザート付き

~」となっている。(2)日程は、11月9日となっており9時半からの開会予定である。翌日の10日は、観光ツアーとなっている。(3)会場は、くにびきメッセを予定している。(4)県内高校からの大会運営等の参加については、①大会ボランティアとして、松江農林高校、出雲農林高校、②神楽上演として、浜田商業高校等を予定している。今年度から、⑥来場校支援として、来場を希望する生徒がいる高校に関しては、そこからバスを走らせる予定にしている。現在募集中であって、高校生が来場されたら、しっかりと交流の機会を企画していきたいと思っている。

参考として、(1)で、ブロック別の応募数を挙げている。(2)では、昨年度の第3回大会の実績を記載している。

○浦野委員 昨年、私も見させていただいて、地元の高校生がもっと参加して見に来てくれたらいいなと思い、先日の会議のときに発言した。今回、来場校の支援ということで、バスを手配されるということなので、すごくいいなと思った。

―――原案のとおり了承

報告第44号 第74回国民体育大会(いきいき茨城ゆめ国体)の成績について(保健体育課) 〇保健体育課長 9月28日から10月8日までの11日間、茨城県において、いきいき茨城ゆめ国体が開催された。9月前半に開催された会期前競技と合わせ、島根県からは、選手、監督、役員など、総勢377名の派遣となった。

結果については、総合得点が725点、40位ということで、ここ10年では、一昨年の38位 に次ぐ好成績であった。上位入賞は少なかったものの、特に少年の団体競技での頑張りに よるところが大きかったと思う。

簡単に、高校生が中心となる少年の部について説明させていただく。表のほう、陸上では2番になるが、少年女子A100メートルハードルで、大社高校、長﨑選手が5位となり、国体では4年連続の入賞を果たした。3番、少年女子A3,000メートルでは、益田東高校、ジュディージェブングテッチ選手が7位。5番、少年女子高飛込で、小原選手が7位。6番、ボート、少年男子シングルスカルでは、松江高専の小野田選手が準決勝に進出して、その後、悪天候のため競技が中止となって、上位4名が1位となった。この場合、得点は1位から4位までの配点を合算して、均等に配分されている。7番、ボートの少年女子シングルスカルで、江津工業高校の沖田選手が5位。8番、少年男子ホッケーで、横田高校が3位。また、9番、10番だが、今回初めて実施されたビーチバレーボールで、男子は大

東高校の藤原選手・江隅選手が2位、女子は大社高校の青山選手・重田選手が5位と大健闘した。16番、17番、ウエートリフティングでは、いずれも出雲農林高校の川上選手、寺本選手が入賞。19番、20番では、ライフル射撃で、これもいずれも立正大淞南高校の小林選手と羽田選手が4位であった。21番の剣道は、大社高校中心のチームであるが、5位。22番、ラグビーの少年男子は、石見智翠館高校によるチームで、準々決勝で強豪の大阪を破り、3位となった。24番から31番までのカヌーは、多くの種目で入賞し、強化の成果があらわれている。

9の2ページになるが、こちらは競技別の得点の推移、また3ページが、成年・少年別の競技得点の推移である。下の表が少年となるけれども、例年、得点を得ている競技に加えて、バレー、バスケット、剣道などで久々の入賞が重なって、今回の好成績につながったものと考えている。最後、9の4ページになるが、国体総合成績の都道府県別の順位・得点の推移を掲げている。

―――原案のとおり了承

一非公開一

協議第5号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則について(学校企画課)

○木原学校企画課長 市町村立学校の会計年度任用職員についての事柄であるが、はじめ に説明を加えておきたい。

平成29年度に地方公務員法が改正され、教育委員会に関係するところでは、県内の公立学校に勤務する非常勤講師をはじめとする、これまで特別職の非常勤嘱託という身分の方の扱いが令和2年度から変更されることになっている。10の4ページ、表の2番目にある非常勤講師、人数がおよそ800名、県の教育委員会の任用として勤務いただいているが、そこから下に記載している方々、こちらも身分が特別職の非常勤嘱託職員ということで勤務いただいているが、来年度の4月からは一般職の身分になり名称が会計年度任用職員とに変更になる。このようにいろいろな形で支えてくださる方々について変更が生じるということである。これ以外の職員の方で該当する方もいるので、県として制度整備が進められてきている。

10の3ページを御覧いただくと、こちらが県で任用される職員について総務部人事課で制度を創設して整備を進めている内容である。詳しい内容としては、「3. 勤務条件等」の①から⑧までに挙げているが、報酬や勤務形態などについて総務省が示しているマニュアルに準拠する形で県で任用する職員について新たに規定が設けられている。これに沿って今年の2月に県の条例が制定され、今年6月には人事委員会規則が制定されてきている。教育委員会の関係では先ほど説明した職員が該当し、このうち県立学校の職員についてはこの6月に制定された人事委員会規則に基づいて運用することになるが、県が任用する市町村立学校で勤務する会計年度任用職員については、条例の規定により教育委員会規則で定める必要がある。

10の1ページに戻っていただくと、制定理由としては、令和2年4月1日に予定されている会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に伴い、県が任用する市町村立学校の会計年度任用職員に係る関係規則の制定が必要なため今回制定を進めている。この教育委員会規則の制定にあたっては、庁内の関係課と事務的な調整を行ってきたが、ある程度まで揃えたので、このたび人事委員会と協議を行おうということで、今回協議事項としてこの会議に提案をさせていただいた。

続いて、教育委員会規則の制定の内容である。先ほどにもあったが、①通勤手当、②時

間外勤務手当は、現行の規定を踏襲して県の規則に準じて、資料に記載してあるような内容を、制定の内容として考えている。③の期末手当については、一般職に移行することにより、新たに定める必要が生じたためであり、こちらも県の規則に準じて定めて制定している。

今後のスケジュールであるが、この会議で了承いただいたら、人事委員会に、この内容について協議をし、人事委員会から異議ないという旨の回答があったら、次回11月1日の教育委員会会議において議決いただきたいと考えている。施行は令和2年4月1日を考えている。詳細な規則の案については、10の5ページ以降に掲載しているので参照いただき検討をお願いしたい。

- ○真田委員 非常勤嘱託職員が一般職の会計年度任用職員に名称が変わると。非常に変わるところが、期末勤勉手当が支給されることだと思う。10の3ページのところで、「勤務日数、勤務時間が週当たり2日・15時間30分以上の者に対し、期末手当を支給」とあるが、トータルなのか、その一つの学校でということなのか、それとも掛け持ちしている学校での通算でいいのか。
- ○木原学校企画課長 これは同一の会計年度任用職員と同じ職で、複数の職場で勤務する 場合は通算する。トータルでの算定である。
- ○真田委員 実際払うのは、日数・時間の多い学校が支払うということか。
- ○木原学校企画課長 通算した形でトータルの金額は計算されるが、支給はそれぞれの所属で別々に行う形で準備を進めている。
- ○藤田委員 通勤手当はどうなるのか。期末手当はトータルだが、通勤手当は行く学校は 違うので手続きは学校で違う。行く学校によって勤務日数も違う。
- ○木原学校企画課長 それぞれの勤務先に通勤するという実態に則して支給される。
- ○藤田委員 今の期末手当の支給の仕方と違うのではないか。通勤手当は片方は対象になるが片方は対象にならないとかという問題が出てくるのではないか。
- ○木原学校企画課長 それぞれの勤務先に対して通勤の認定をそれぞれ行う。
- ○新田教育長 通勤手当は実態に応じてそれぞれ計算される。
- ○瀧総務課人事法令グループリーダー 月曜日に隠岐水産高校に行かれたら家から隠岐水 産高校までの距離、火曜日に隠岐高校に行かれたら家から隠岐高校までの距離というよう に、それぞれで計算する。
- ○藤田委員 一定の距離に満たない場合は支給されなくなるのか。

- ○瀧総務課人事法令グループリーダー 徒歩で行けるような距離、2km未満だと支給しない。これは、一般職員と同じ取扱いで不利益はない。
- ○浦野委員 週2日・15時間30分以上となると、ほとんどの非常勤職員が期末手当を支給 される対象になると思う。時間当たりの金額もかなり高いが、これを下げずに更にこれが 上乗せという形になるのか。
- ○木原学校企画課長 時間の手当の金額は検討中であるが、期末手当がこれまでなかった ので新たにこの部分が支給されるということだ。
- ○浦野委員 検討中ということは、若干下げるかもしれないという検討なのか。
- ○木原学校企画課長 そのあたりはまだトータルのことを考えてということになるので、 在は非常勤講師で勤務いただく場合より多くなるか、少なくなるかは、検討はしている。
- ○浦野委員 かなりの支出になるのではないか。
- ○木原学校企画課長 財政課もこういう制度がスタートするということを見越して予算を 考えている。そこも含めて、最終的な制度を詰めていくところ。
- ○新田教育長 このたびの改正自体は、一つは特別職とか、臨時的任用の厳格化、原則に基づくことと、やはり正規、非正規の労働条件を近づけるという視点がポイントになるであろう。そういった意味では、まだ確定していないが、期末勤勉手当はほぼ上乗せになる。追加の財政需要になるという方向性は間違いない。時間給を減らして期末手当を支給するという性格のものではない。
- ○藤田委員 適正な任用の厳格化ということだが、「なあなあ」ということではなく採用時にきちっと厳格にやることが重要。今一番問題になっているが、就職氷河期にあって、職にあぶれている方々がたくさんいらっしゃるが、そういった方を救うことができる一つの手段になるならば意味があるのではと思う。総務部人事課の資料には公募によらない再度の任用は原則4回までとすると記載されているが、公募で応募しますとなった段階ではどうなるのか。
- ○木原学校企画課長 資料よりも細かな点については、これから詰めていきたい。

それから、任用に当たって「なあなあ」にならないようにということであるが、これまでは非常勤講師だと、時間の部分だけということが多くて、学校らしっかり所属するという気持ちが若干薄らいでしまうところがあったと思うが、今回一般職として学校へ勤務していただくということになるので、学校からもきちんとした勤務形態であるとか、授業の内容であるとか、そういったところも理解していただきながら、勤務の内容も充実させてい

ただけるような取組にしないといけないと考えている。

- ○瀧総務課人事法令グループリーダー 先ほど学校企画課長から説明された点について、 今後検討しなければならないところはこの規則よりも細かいところだと思っていただけれ ばよく、この条例及び規則については、人事委員会に協議はするが、県立学校を扱う人事 委員会規則と同じ内容であり、今後大きく動くことはなく、人事委員会でも了解が取れて いるものである。
- ○浦野委員 学校には、県の採用の方以外にも市の採用の方もいると思うが、市の採用の 方もこういう検討をされているのか。
- ○木原学校企画課長 それぞれの自治体でも任用のための制度、整備しているところである。今回、市町村立学校の場合は県の教育委員会の規定によって運営するということで、こういった制度を作っているところである。
- ○真田委員 10の3ページ、3⑤人事評価だが、一般職員と同じ形でやっていくということか。
- ○木原学校企画課長 人事評価については、一般職の位置付けであり、これは行う必要があるが、常勤の方に対して行っている人事評価システムとは違い、もう少し簡便な形で適正に判断ができるように別の形での評価のやり方を考えている。
- ○真田委員 少し難しいのではないか。非常勤の教員は、どうしてもその時間にしかいないので、その辺を考慮していただき、考えていただければと思う。
- ○木原学校企画課長 そういったところは学校の方でも、今度の会計年度任用職員の方がどのように勤務されておられるかということをきちんと把握しながら、希望の勤務状況や事柄を把握してその上で評価したり、今後の任用や育成に反映されるということが必要であるという考え方であり、学校の方もそのような理解で取り組む必要があると思う。

―――原案のとおり議決